

一般健康診断の実施と事後措置の手順（労働安全衛生法66の5）

該当者への産業医からの意見聴取、面談を定期的の実施していただきたい。

働きさん自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、働きさんに健康診断結果を通知しなければならない。

産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者50人未満の事業場）においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等の意見聴取を実施することが適当。

